

〈研究ノート〉

1843年英国劇場法の内容⁽¹⁾

島村東太郎

I はじめに

この小論は、George Bernard Shaw の舞台と観客をめぐる諸条件を考えた時に生れてきた。イギリスの新劇運動は、1890年代にはじまる。G. B. S. の場合、初期の作品は検閲にひっかかって、作品集の名にもあるとおり 'unpleasant' な思いをした。この時期の新しい劇作家、新しい演劇、新しい小数の理解ある観客や小劇場などに光をあてようとした時、法律そのものを調べてみる気になった。演劇に関する法律とは、1843年施行の劇場法である。

イギリスでは、Tudor 王朝の昔から、芝居に対する根強い偏見があった。18世紀・19世紀になると、the Lord Chamberlain が公序良俗の維持に必要と認める時には何時でも、上演を禁止することができた。イギリス演劇は、国家や国民からの偏見とたえず戦い続けなければならなかった。だいたい戯曲などは、16世紀の昔は、文学とは考えられていなかったのだ。劇場法も、このような考え方の産物である。そこで、イギリス演劇に大きな影響を与えてきたこの法律の理解を深めることは、少しは意義があるように思えたのである。

日本で書かれた英米法関係の文献は、特に戦後は、沢山あるらしい。しか

(1) イギリスの法律を調べるにあたって、東京大学法学部附属外国法文献センターと国立国会図書館（大滝則忠氏）とを利用させていただいた。東京教育大学の木村実氏から、はじめ少し suggestion をいただいた。お礼を申しあげる。なお、本稿の要点を小樽商科大学英語英文学談話会で話した。(5 December 1970)

し、1843年劇場法という比較的 minor な法律についてのものは、ほとんどないと言えそうである。改正された1968年劇場法も、『外国の立法』（国立国会図書館調査立法考査局）に扱われていない。『英米法文献目録』には、dramatic censorship に関する論文などは見あたらない。検閲は、表現の自由と関係する。最近、日本で行われている研究は、主として表現の自由とわいせつやプライバシーとの関係である。小説とか映画について、風俗の面から取上げている。

検閲の問題は、その時代の・その国の文化政策と密接に結びついている。たとえば、『北海道新聞』（紙令1万号の特集号；昭和45年5月30日、p.5）には、創刊のころの話がでていいる。〔北海道内の各ブロック紙を統合して北海道新聞社が創立され、昭和17年11月1日に第1号がでた〕。当時は戦時下で、言論統制がきびしかった。「報道が事実であっても本罪を構成する」という条文もあったという。社内にも検閲課ができて、人心に不安や動揺を与える記事は書けなかった。「昭和新聞も単なる自然現象というよりは不吉の前兆ととられることを恐れて報道をチェックされたのではないか」という。戦前の日本にあった出版法などは、表現の自由と大いに関係していたであろう。

日本の英文学研究者の間では、イギリスにおける dramatic censorship はほとんど問題にされなかった。英文学者には、法律がわからないし、文学研究とは直接の関係がないと判断されたからであろう。「英文学史」の授業でも、この法律はおそらく見落されているであろう。19世紀は詩と小説の時代であったので、時間の上からも扱えない。たとえ「19世紀イギリス演劇」という特殊講義であっても、Patent Theatres の廃止にふれる程度であろう。また、簡単にでも劇場法に言及した本は、斎藤勇『イギリス文学史』（第4訂増補版、1957年）や『研究社英米文学史講座』などである。

たとえば、斎藤先生は次のように書いていられる：

1843年に劇場取締法が施かれて、当時国立劇場の観があった Covent

Garden 及び Drury Lane 以外にも小劇場の設立が許可された。
(p. 528)

Theatre Regulation Act という表現を、George Sampson は *The Concise Camb. Hist. of Eng. Lit.* (Third ed.; London, 1970. p. 612) で用いた。

1891年 London に Independent Theatre が出現する。この劇場に、斎藤先生は注をつけて説明される：

その創立は J. T. Grein (1862-1935) という Amsterdam 生まれの帰化人の尽力による。大陸における自由劇場は政府の支配を免れまた劇作と演技との因襲から脱することを主張したものであるが、イギリスでは検閲許可制及び偏狭な道德並びに営利的興行からの独立を意味する。(p. 529)

『英米文学史講座』第11巻（1961年）では、杉山誠先生が劇場法について簡単にふれていられる：

ヨーロッパ各国における劇場経営の許可制度というものは、実質的には十八世紀の末から崩れはじめていたが、1840年代になってようやく、法律的にもその制限は解除される。(p. 268)

この結果、演劇は商業主義に毒され、star system が幅をきかし、well-made play が舞台を支配し、theatricalism がはびこったという。このことは、イギリスの場合、19世紀のはじめからいえたのである。この反動として世紀末に、独立劇場運動とか自由劇場運動とか小劇場運動とか近代劇（新劇）運動などと呼ばれる改革が起ったのである。

Dramatic censorship に気づかせてくれた本は、*Biblical Drama in England* (London, 1968) である。著者 Murry Roston は、(1) 'Renaissance Censorship and the Puritan Opposition' (2) 'Nineteenth-Century Censorship' という2つの項目を書いた。宗教劇は、たえず検閲されていたのだ。この本に刺激されてはじめて、Ifor Evans の指摘の意味が分ったような気がした。*A Short Hist. of Eng. Drama* (Revised ed.; London, 1950)

の第 1 章で、Evans は検閲法に言及している。

イギリス演劇史は劇作家と戯曲だけではない、劇場とたえず関係していたのだ、と Evans はいう。演劇が劇場をはなれても鑑賞できるという考えは、間違っている。戯曲というものは、読むものではなくて、見たり聴いたりするものだという。詩も、本来は、声を出して読むものであった。しかし、演劇は、昔から、詩と同じには扱われなかった。イギリスの劇作家は、詩人や小説家とはちがって、劇場と関係してきた。従って、気まぐれな検閲法とたえず直面しなければならなかった。

これから劇場法を調べる。はじめに、イギリス演劇の検閲の歴史に簡単にふれて、全体的な展望を試みる。次に、1843 年劇場法の内容を取上げる。歴史をたどれば、劇場法の意義がおのずから浮びあがってくるであろう。劇場法は、法律の角度から、新劇運動の理解に役立つであろう。

Ⅱ イギリスにおける演劇の検閲

イギリスで長い期間にわたって検閲を受けたものは、演劇だけである。印刷技術が 16 世紀になって普及するにつれて、なるほど、出版物に対して取締りがおこなわれた。パンフレットなどで、宗教や政治上の権威がおびやかされるようになると、まずはじめに教会が、次に国家が検閲をおこなった。たとえば Elizabeth I は、London, Oxford, Cambridge 以外での印刷を禁止した。James I や the Long Parliament の時代も反対派の印刷をおさえた。これが 1 つの動機となって、John Milton は *Areopagitica, A Speech for the Liberty of Unlicensed Printing* (1644) を書き、Areopagus に相当するイギリス国会に言論の自由を訴えたのであった。王政復古になっても、国は、印刷業者の人数や印刷できる場所を制限して、印刷業を政府の統制下においた (13 & 14 Car. 2, c. 33 [1660 年])。この法律は 1695 年に廃止された。common law で十分だというのが、廃止の理由であった。Jowitt の英法辞典によれば、1695 年以降、新聞の印紙税法 (1712 年制定, 1855 年廃止) と

誹毀法以外には、検閲に関する法律はできなかったという。だから18世紀になると、Defoe, Addison, Steeleなどが新聞を発行して、はじめて政治を論じることもできた。現在のイギリスでは、defamatoryなどで訴えられる以外には、出版物の事前検閲はもはや存在しないという。

しかし、演劇は例外であった。芝居を上演する場合、いつから許可を必要としたかは、はっきりしていない。たとえば1549年、1545年、Henry VII(在位1485年8月22日～1509年4月21日)の頃などと意見がわかる。第1の1549年説は、*The Oxf. Companion to Eng. Lit.* (ed. by P. Harvey. Third ed., Maruzen reprint ed., 1960. p. 876)のAppendixにある未署名の論文に、次のようにでている。「16世紀の中ごろから、社会の秩序維持のために、芝居の上演にはある程度の取締りがおこなわれていた。個々の戯曲に認可を与えるということは、何らかの形で1549年頃からはじまった」。第2の説は、平井正穂先生が『研究社英米文学辞典』(昭和36年版)に、「演劇の上演は1545年以来 Lord Chamberlain の許可を要したが…」と書いていられる。第3は、*The Oxf. Companion to the Theatre* (ed. by P. Hartnoll. Third ed.; London, 1967) にでている Miss M. Elizabeth Barber (London) の説である。今日の Lord Chamberlain がイギリスの劇場を監督したり取締ったりする権限は、Henry VII時代の宮廷の下級官吏 the Master of the King's Revels の権限にまでさかのぼることができるが、法律は James I の時にはじめて整備されたという。ここでは法制史の検討はしない。しかし、だいたい16世紀の前半から演劇だけは検閲を受けてきたといえそうである。

Tudor王朝時代の演劇の検閲は、おおざっぱな方をすれば、主として教会と国家のためにおこなわれた。これは、16世紀が宗教改革の時代であったし、国内でもますます秩序維持が必要であったであろうと考えると肯けるような気がする。俳優についていえば、比較的大きな町の同業組合員が宗教劇を演じたり、素人が教訓劇などに出演したりした。貴族高官の庇護の下

にある劇団に所属したり、旅芸人の一座に加わった者もいた。ところが、特に旅芸人の中には、河原乞食と同様の、素姓のわからない、いかがわしい人物もいたらしい。これが取締りの対象となった。たとえば、1574年のロンドン市会令 (The Order of the City Council) には、

... All persons that be, or utter themselves to be ... players of interludes and minstrels, wandering abroad (other than players of interludes belonging to any Baron of the Realm or other honourable personage of greater degree) ... shall be adjudged rogues, vagabonds, and sturdy beggars, and punished as such.

「役者であるとか、自分は役者であるといって、世間を渡り歩く者はすべて、(...以外には)、ならず者、浮浪者、なまけ乞食と判断されて...」とあるという。70年代は旅館劇場がほとんどであった。けんかがあり、風紀もみだれた。芝居見物で小僧が仕事をなまけた。伝染病の巣となった。清教徒が、娯楽は罪悪であるとして敵意を示していた。このようなわけで、ロンドン市当局は演劇をきらって、市内での上演を禁じようとした。この命令は、patronのいない役者はすべて無頼漢ときめつけたのである。

一方、劇に対して、the Master of Revels が目を光らせていた。この役人の職務は、Henry VII の時代にはまだ未分化であった。その数多い仕事のなかに、宮中でおこなわれる entertainments をとりしめる役目があった。芝居の内容が、国王に無礼なものか、秩序をみだすものかどうかと監視しなければならなかった。この仕事が重要であると認識されるにつれて、権限が上役の Lord Chamberlain に移っていったのだ、と Miss Barber はいう。幸いなことに、ロンドン市会と違って、Elizabeth I は芝居ずきであった。また、James I も演劇を愛好した。この時代が世界に自慢できるものは、詩劇である。作品総数は2,000ともいわれる。しかし、当時、戯曲などは、文学作品とは考えられなかったので、乱作されては使いずてにされた。当時の観客は、1600年前後の「劇場戦争」を楽しんだように、当時の人物や事件

に対する言及をおもしろがった。*Henry IV* のふとった騎士は改名を命ぜられ、Falstaff になったという。Shakespeare の劇も、この時代から切り離せない。特に歴史劇は、歴史に名をかりて間接に政治を批判することもできた。たとえば *Richard II* は、この種の戯曲であつたらしい。1601年2月7日、宮内大臣一座が、Earl of Essex 一党のために *Richard II* を Globe 座で上演。8日、反乱軍蜂起。直ちに鎮圧されて、2月24日に Essex は処刑された。1608年 The Blackfriars の少年劇団が、Chapman などの時局諷刺でついに上演禁止処分を受け、この命令を無視したために劇団を解散させられた。上演許可や投獄などの権限は、1581年頃に英国枢密院から the Master of Revels に与えられていたらしい。

演劇の検閲で morality が問題にされるのは、17世紀末である。16世紀には役者や戯曲が取締りを受けたが、内容の上では宗教や政治の問題をとりぞくことに重点がおかれた。この結果、1605年11月から1606年5月にかけての国会で、“An Act to restrain the Abuses of Players. For the Preventing and Avoiding of the great Abuse of the Holy Name of God in Stage-Plays, Enterludes, May-Games, Shews, and such like.” という James I の時の法律が成立した。演劇に対抗する勢力は、いぜんとして清教徒と国家であった。しかし、Charles II の王政復古になると、反動がくる。Merry Monarch といわれるだけあって、この王様も芝居好きである。Master of the Revels は、いぜんとして宗教や政治への言及には目を光らせていたが、下品なことやわいせつなことを見逃しがちであった。これも程度問題で、25年も続くと国民の反発がでてくる。1698年 Jeremy Collier が *A Short View of the Immorality and Profaneness of the English Stage* を発表して、Wicherley, Dryden, Congreve といった劇作家達の下品なところを非難した。この論文も1つの契機となって、検閲官の関心が道德上のことにも向けられるようになった。

18世紀になると、いよいよ Lord Chamberlain が表面に出てくる。まず

はじめに、1713年 Anne 女王の時、“An Act for reducing the Laws relating to Rogues, Vagabonds, Sturdy Beggars and Vagrants, into one Act of Parliament; and for the more effectual punishing such Rogues, Vagabonds, Sturdy Beggars and Vagrants, and sending them whither they ought to be sent.” が成立する。この法律では、Common Players of Interludes は ‘rogues and vagabonds’ であると考えられた。この長ったらしい法律名からもわかるように、イギリスの法律は同じ言葉を根気よく繰り返かえす。高柳賢三先生は、「イギリスの制定法を明快に他国語に翻訳することは頗る困難である」（『英米法源理論』全訂版 p. 154）とされている。一方、1728年 John Gay’s *The Beggar’s Opera* が Lincoln’s Inn Fields で上演された。1736年には、Henry Fielding が *The Historical Register* を書いた。それぞれ、Sir Robert Walpole の汚職政治を風刺した。この結果、1737年の検閲法が成立して、Lord Chamberlain が登場してくるのである。

この検閲法の正式の名称は、“An Act to explain and amend so much of an Act made in the twelfth Year of the Reign of Queen Anne, intituled, *An Act for reducing the Laws relating to Rogues, Vagabonds, Sturdy Beggars and Vagrants into one Act of Parliament; and for the more effectual punishing such Rogues, Vagabonds, Sturdy Beggars and Vagrants; and sending them whither they ought to be sent, as relates to common Players of Interludes.*” という。いわゆる前文には、Common Players of Interludes について Anne 女王の法律に多少の疑念が生じたので、とでている。1737年6月24日から、1843年劇場法の第1条によって廃止されるまで効力があつた。役者は、国王から特許状または Lord Chamberlain から許可を受けなければ、a Rogue and a Vagabond と見なされることになった。同時に、戯曲の事前検閲が義務づけられた。

1832年に、1737年検閲法に関する下院の特別委員会ができ、この勧告によって1843年劇場法が成立することになった。

Ⅲ The Theatres Act, 1843 の内容⁽²⁾

A 体裁など

この法律の番号は、6 & 7 Vict. c. 68 である。これは、「ヴィクトリア女王の治世第6年から第7年にかけての国会で成立した法律の第68号」という意味である。正式の名称 (full title) は、An Act for regulating Theatres というが、The Short Titles Act, 1894 (c. 14) によって上の略称 (short title) となった。成立の日付は、1843年8月22日。public general act である。⁽³⁾

全文は25条であった。しかし、第1条・18条・25条の3つは、The Statute Law Revision, 1874 (No. 2) (c. 96) によって廃止された。第1条は、いわゆる前文と制定条項 (enacting clause) である。James I の時の法律 (3 Jac. I, c. 21) ・George II の法律 (10 Geo. II, c. 19 の一部と 10 Geo. II, c. 28) ・George III の法律 (28 Geo. III, c. 30) などをすべて廃止する。特に licence に関しては存続させるという但書 (proviso) が見出される。第18条は、Proceedings begun before the passing of this Act may be discontinued. についてであり、最後の25条は Act may be amended, etc. について述べたものであった。⁽⁴⁾ このようなわけで、これら3つの条文を廃止しても、劇場法には直接の影響がなかったと考えられよう。

劇場法は、軍隊や北アイルランドには適用されない。まず、陸海空軍や艦船での余興や演芸などは除外されている。また、地理的には Northern Ireland が除外される。「適用範囲は Great Britain だけ」(第24条) であって、具体的にいえば、England, Scotland, Wales, and Berwick-on-Tweed

(2) *Halsbury's Statutes of England* Vo. 25. (Second ed.; London, 1951), pp. 19-29.

(3) cf. 田中英夫「英米法の調べ方」『ジュリスト臨時増刊号——英米判例百選』(n.d. [1970年?]), pp. 269-292, esp. p. 275.

(4) *The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* Vol. 16 (London, 1843), pp. 815-18.

である。

B Lord Chamberlain

Lord Chamberlain が、劇場法でも重要な役割を演じる。そこで、この役人について少し理解を深めておきたい。高柳・末延 両先生編の『英米法辞典』（初版第 9 刷，1969 年）によれば，Lord Chamberlain（宮内大臣）にはいろいろな用法があるが，次の 2 つが重要であるという：

(1) Lord Great Chamberlain. …… 国王付の官吏で，宮殿や会期中の貴族を管理するが，その主な職務は戴冠式の式部官をつとめることである。

(2) Lord Chamberlain of the Household (King's Chamberlain). …… 首相の指名により国王の任命する官吏で，宮内官を監督し，国王の家具その他を管理し，併せてロンドンの劇場を監督する。〔下線筆者〕

上の (2) は，比較的新しいイギリスの辞典にもう少しくわしくでている。少し長いが引用しておく：

Lord Chamberlain of the Household — an officer of the royal household, who, amongst other functions, appoints the various royal tradesmen and the professional men who attend the household, and by the Civil List Act, 1781, s. 13, has the care of the royal furniture, pictures and plate. He performs no political functions, but he is nominated by the Prime Minister for the time being and goes out of office with the ministry. *By the Theatres Act, 1843, he has the control of theatres in London.* He is quite distinct from the Lord Great Chamberlain, their respective places in the House of Lords being fixed by the statute 1539, 31 Hen. 8, c. 10. [Italics added]

— Earl Jowitt (ed.), *The Dict. of Eng. Law* (London, 1959).

すでにお気付きのように、劇場法に関係するのは、Lord Chamberlain of the Household の方なのである。

The Lord Chamberlain（劇場法と同様に、この略称をこれから用いる）は、劇場法で2つの役割を果たす。第1は劇場に licence（許可）を与えることであり、第2は戯曲を検閲して上演の許可を与えることである。この2つを中心として、これから The Theatres Act, 1843 を調べてみたい。

C 劇場の許可など

芝居を上演する劇場はすべて、許可を受けなければならない。人は、開封勅許状か、宮内大臣からの許可か、県会または特別市会またはその代表者からの許可かによって正当と認められなければ、舞台劇の公演のために人の多数寄り集まる劇場や場所を所有したり経営したりしてはならない。第2条の前段を次に引用する：

... It shall not be lawful for any person to have or keep any house or other place of public resort in Great Britain, for the public performance of stage plays, without authority by virtue of letters patent from her Majesty, her heirs and successors, or predecessors, or without licence from the lord chamberlain of her Majesty's household for the time being, or from the justices of the peace as herein-after provided;

Jones の発音辞典最新版（1967年）によれば、letters patent という語句では、[pæt(ə)nt] という発音のほうがより普通であるという。原文では治安判事となっているが、1968年までは The Local Government Act, 1888 (c. 41) と Local Government Act, 1933 (c. 51) によって前述のとおり改正された。それから、第2条の後段に罰則規定がくる。「違反した者は、1日につき20ポンドを越えない額の罰金を払わなければならない」。

theatre とか public performance について。theatre とは stage plays

を上演する場所、と考えればよさそうである。stage plays の定義は後の D で述べる。許可を受けていない場所を芝居の公演のために貸した者は処罰される(第 2 条)。また、未許可の場所で芝居を上演したり上演させたりした者も、1 日につき 10 ポンドをこえない額の罰金を支払わなければならない(第 11 条)。たとえば、仮小屋や持ち運びのできる芝居小屋などは“house or other place”に入らないが、ここで芝居を上演すれば第 11 条違反になるという。次に、performance が public であるかどうかは、事実の問題(a question of fact)になる。たとえば、ある会にだけ公開されていて、一般の人には未公開の上演であっても、その会への入会条件がゆるやかなので誰でも簡単に入場券を手に入れることができる時には、この上演は公開されていると考えてもよいという。

The Lord Chamberlain が劇場に許可を与える権限を持つ地域は、主として London である。具体的には London, Westminster, Finsbury, Marylebone, The Tower Hamlets, Lambeth, Southwark; それから New Windsor, Brighton などである。ただし、patent theatres には権限がおよばない。(第 3 条)。1 つの許可ごとに手数料を必要とする。開場を許可された期間、別に定められた率に従って、1 暦月 (calendar month) につき 10 シリングをこえない額を手数料として the Lord Chamberlain に納入しなければならない(第 4 条)。また、劇場の許可は治安判事によっても与えられる。(地方自治法によってずっと以前に治安判事から県会などに権限が移ったことはすでに述べた)。先の the Lord Chamberlain の権限のないところでは、治安判事がこの役割をはたした。許可申請がでると 21 日以内に、治安判事は特別会議をひらかなければならない(第 5 条)。この手数料は、開場期間が 1 暦月につき 5 シリングをこえない金額である(第 6 条)。

しかし、Oxford と Cambridge の両大学は例外であった。両大学の構内およびその近隣地 14 マイルの範囲内では、大学総長または副総長の同意がなければ、許可が無効になった。許可を与えるために同意した規則や条件に

違反した場合には、総長は許可を取消すこともできた（第10条）。ケインブリッジ大学・ケインブリッジ町・その近隣地については、The Cambridge University and Corporation Act, 1894の第8条によって、この条文は廃止された。

Lord Chamberlain は、劇場の閉鎖命令を出すことができる。劇場の許可は、その劇場の実際の責任ある収益管理人に与えられなければならなかった。また、この責任者の住所・氏名を上演予告ビラに印刷しなければならなかった。規則を守らなければ、違約金をとられた（第7条）。Lord Chamberlain は、許可することも閉鎖させることもできた。第8条によれば、もしも暴動とか不正行為（misbehavior）が自分の許可した劇場または勅許劇場に起ったと思われる時には、Lord Chamberlain は、適当な期間、許可を停止したり、勅許劇場を閉鎖するように命じることができた。許可停止とか閉鎖命令などの処分を受けると、この劇場は開封勅許状とか許可の特権を失って、未許可の劇場になってしまう。芝居の上演はできないのである。治安判事の場合も同様である（第9条）。治安判事は、その上級役人の監督のもとに、許可を与える特別会議で、秩序や風紀を保持し、公演期間を定める規則をつくらなければならない。もしも暴動や規則違反が認められると、治安判事は適当と思われる期間、劇場の閉鎖を命じることができた。

D 戯曲の許可など

まずはじめに、“stage play”の定義からはじめよう。第23条を引用する：

... In this Act the word “stage play” shall be taken to include every tragedy, comedy, farce, opera, burletta, interlude, melodrama, pantomime, or *other entertainment of the stage*, or any part thereof. [Italics added].

ただし、治安判事やこれに代る権限を持つ人から許されて、地方の町の縁日

や村の祭礼などでおこなわれる芝居小屋や見世物での出しものには、この条文は適用されない。

筆者がイタリック体にした語句は「など」に相当するのだが、どっちつかずで決めにくいせいか論争が多く、解釈をめぐる沢山の訴訟があった。たとえば *Wigan v. Strange* (1865) では、この上演が舞台劇であるかどうかは「程度の問題であって、法律のというよりはむしろ事実の問題である……」という判決がでている。この判例は日本にいても、*The Law Times Reports* Vol. 13 (1865-66) (London, pp. 371-74) で読むことができる。結論だけでもよければ、*The English and Empire Digest* Vol. XLII (London, 1929, p. 918) でもまにあらうが、ここではこれ以上ふれない。裁判ざたになった芝居には、舞台下の役者を、レンズと鏡を組合わせて舞台奥の背景にうつし出し、2人が舞台上に現われるだけで story が展開するというものもあったという [*Day v. Simpson* (1869)]。また、衣裳をつけた2人の間の言葉のやりとりは a stage play になるが、tumbling などは 'entertainment of the stage' にならないという。

舞台劇の解釈は、時代によって変化する。1737年の法律では、“any Interlude, Tragedy, Comedy, Opera, Play, Farce or other Entertainment of the Stage, or any Part or Parts therein” となっている。1843年劇場法では、これに burletta と pantomime がつけ加えられた。これらは18世紀後半からはやったものであろう。1968年劇場法では、“any dramatic piece …” というような包括的な表現にかわり、特に ballet がつけ加えられた。イギリスのバレエは主として20世紀に入ってから発展したことを思いおこせば、うなずけるのである。また、19世紀の法律では stage play といったが、20世紀になるとただの play を使っている。

第2は、戯曲の事前検閲である。すべての新しい舞台劇の脚本を the Lord Chamberlain に提出し、その認可を受けなければならない。第12条は、この役人の戯曲の検閲官としての役割に関係する。以下、第12条の全

文を引用する：

... One copy of every new stage play, and of every new act, scene, or other part added to any old stage play, and of every new prologue or epilogue, and of every new part added to an old prologue or epilogue, intended to be produced and acted for hire at any theatre in Great Britain, shall be sent to the lord chamberlain of her Majesty's household for the time being, seven days at least before the first acting or presenting thereof, with an account of the theatre where and the time when the same is intended to be first acted or presented, signed by the master or manager, or one of the masters or managers, of such theatre; and during the said seven days no person shall for hire act or present the same, or cause the same to be acted or presented; and in case the lord chamberlain, either before or after the expiration of the said period of seven days, shall disallow any play, or any act, scene, or part thereof, or any prologue or epilogue, or any part thereof, it shall not be lawful for any person to act or present the same, or cause the same to be acted or presented, contrary to such disallowance.

たとえ戯曲の一部を改作しても変更したところがあれば、また、イギリスの劇場で上演しようとするならば、新しい脚本を the Lord Chamberlain に提出しなければならない。同時に、おそくとも公演の7日前までに、上演期間と劇場名を記入し、劇場責任者の署名した書類も添えなければならない。もしも宮内大臣がこの申請を7日以前か7日後に却下した時には、誰もこの戯曲を上演したり上演させたりしてはならない。これが第12条の主旨である。脚本の審査には手数料が必要であるが、2ギニーをこえてはならない。7日という期間は、定められた手数料を宮内大臣または宮内大臣に権限

を委任された収入官吏に納入した時から数える (第 13 条)。

The Lord Chamberlain は、公序良俗を保つのに適當と認める時には何時でも、芝居の上演を禁止することができた。具体的には戯曲・劇場・期間という要素に分けて、それぞれが全体的に上演禁止になる場合と部分的に上演禁止になる場合とがあった。第 14 条を引用すると、

... It shall be lawful for the lord chamberlain for the time being, whenever he shall be of opinion that it is fitting for the preservation of good manners, decorum, or of the public peace, so to do, to forbid the acting or presenting any stage play, or any act, scene, or part thereof, or any prologue or epilogue, or any part thereof, anywhere in Great Britain, or in such theatres as he shall specify, and either absolutely or for such time as he shall think fit.

事前検閲の第 12 条と上演禁止の第 14 条は、この法律の本質を示すものであろう。

第 15 条は、第 12 条後段と第 14 条の罰則規定になる。事前検閲の結果がわかるまえに、または、申請を却下されてから、この未許可の戯曲を上演したり上演させたりした者はすべて、1 回の違反のたびに 50 ポンドをこえない額の罰金を払わなければならない。また、このような違反のあった劇場の許可は、無効になる、とでている。第 2 の罰則である「許可の取消」の文章全体が、原文ではイタリック体になっているので、大いに強調されていると考えられよう。しかし、この取消は、1925 年の The Criminal Justice Act の第 43 条によって修正された。裁判所が、罰金以外に、許可を取消するか一時停止にするかの自由裁量権を持つようになった。とにかくこの条文は、演出者・役者・興行主・劇場の所有者など、すべての被許可者に対してにらみをきかせた。

第 16 条は、“acting for hire” の証拠をあげている。条文を引用すると、

... In every case in which any money or other reward shall be taken or charged, directly or indirectly, or in which the purchase of any article is made a condition for the admission of any person into any theatre to see any stage play, and also in every case in which any stage play shall be acted or presented in any house, room, or place in which distilled or fermented exciseable liquor shall be sold, every actor therein shall be deemed to be acting for hire.

なんらかのかたちで報酬が支払われるとか、品物を買わなければ入場できないとか、酒類を売っているところで芝居が上演される場合など、役者は報酬のために演技していると考えられた。

残りの条文はすべて、手続などに関するものである。第17条は、未許可の劇場だといって訴えられた時、この劇場は正式に許可を受けているという立証責任は、被告側の義務であるという。第19条では、第2条・第11条・第15条違反で課せられた罰金は、England (Wales と Berwick-on-Tweed を含む) では Westminster の記録裁判所 (1925年から the High Court and Court of Appeal へ移る) で、Great Britain での罰金は2人の治安判事の前での略式裁判により取り戻すことができた。第20条によって、小治安裁判所の命令に不服の場合には、四季裁判所に上訴することができた。第21条は、第2条・第11条・第15条違反の罰金は王室の収入とした。第22条は、第2条・第11条・第15条違反の訴追手続がとれるのは、違反があったから6暦月以内であると定めた。

Ⅳ お わ り に

芝居を上演するには、少なくとも4つの要素が必要である。劇作家・俳優・興行主・観客、換言すれば戯曲・演技・興行・見物人である。何も知らずに初めて観劇した時に、役者の演技がすぐれていると、脚本もすぐれてい

るのではないかと思いがちである。また、この逆のこともあろう。これは、上演時には劇作家（脚本）以外に、俳優（演技）がどれほど重要であるかを教えている。俳優は脚本を読んで、自分がおもしろいと感じたところを、舞台上で表現しなければならない。たとえば Shakespeare's *A Midsummer-Night's Dream* 第3幕第2場などは、いたずら者の Puck が恋のほれ薬をさしちがえて騒動のおこる場面だが、読むよりも舞台を見た方がずっと楽しいのではないか。芝居には、脚本ばかりでなく、役者のおもしろさを見るという一面もあるのだ。一方、興行主や観客も、目のこえた高級な人達でなければ、芝居も低級にならざるをえない。この興行主は、興行の企画や経営面を担当する。ここで、劇場と関係してくる。劇場法は、演劇の持ついろいろな要素のなかで、特に劇場と戯曲を取締ることをねらっている。

1843年劇場法は、約125年もの長い間、イギリス演劇を統制してきた。イギリスの国会制定法は、一般に国王の批准の時から効力を発生する。公布しなくてもよいのだ。実際には、貴族院書記長が批准の日付を付記した時点で、この日付の翌日から法律の効力が生じる。だから、この劇場法は1843年8月23日から、新しい1968年の劇場法が女王陛下の裁可を受けた1968年7月26日まで効力があつた。

下院の特別委員会は、1853年・1866年・1892年と実状を調査して、1843年劇場法がうまくいっていると報告した、と Miss Barber はいう。はじめて1892年に、ある1人の演劇評論家がこの法律の検閲に異議を申立てたともいう。当時、たとえば Maeterlinck, Ibsen, Bernard Shaw などの戯曲が、検閲にひっかかっていたのだ。世紀末もすぎて1909年になると、検閲に関する上下両院の合同委員会がひらかれる。劇作家達は検閲に反対したが、劇場関係者のなかにはある程度の検閲に賛成した者もいたらしい。この委員会の勧告の1つに、Lord Chamberlain は戯曲の検閲者にとどまって、*indecent* とか *offence to the sentiment of religious reverence* とか *offence to a foreign power* などの戯曲に許可を与えないようにせよという

勸告もあった。他の法律が整備されるにつれて、特に第2次大戦後に、1843年劇場法の条文の改廃が目立つようになってきた。dramatic climate も変わってきた。そして、ついに、この法律全体が、1968年劇場法の第1条・第19条第2項・附則3によって廃止された。新しい法律は、劇場検閲に関する Lord Chamberlain の職務を廃止した。戯曲については、わいせつなものや民族的な憎悪を刺激しそうなものや治安を乱す原因となるような芝居の上演を禁じている。

1843年劇場法の本質は、戯曲を事前検閲して上演禁止の処分ができることにあった。The Lord Chamberlain が、絶対的な権限を持って、劇場や戯曲に許可を与えたり停止したりすることができた。この法律が成立してよかった点は、勅許劇場の独占がなくなったことである。1843年までは、legitimate drama が、主として、Drury Lane や Covent Garden などの勅許劇場で上演されていたが、この制限がなくなった。新しい劇場の設立も可能になった。今日の London の大多数の劇場は、1843年から1870年頃までに建てられたものだという。しかし、劇場法は、イギリス新劇運動にとって反動的な法律になった。たとえば GBS の作品でいえば、*Mrs Warren's Profession* (1893~94年創作, 1898年出版), *The Shewing Up of Blanco Posnet* (1909年創作, 1911年出版), *Press Cuttings* (1909年創作, 1926年出版) などが、上演禁止処分をうけている。最初の『ウォレン夫人の職業』は、The Independent Theatre のために書かれた。この上演禁止命令が撤回されたのは、1924年のことであった。宗教劇と問題劇は、たえず検閲されていたのだ。エリザベス朝の昔から、どうやら王室の開封勅許状がいろいろな障害をのりきる切札であった。今日でも根強い清教徒的偏見に対して、当時 Elizabeth I が芝居ずきであったのが幸いした。これらの法律は、はじめから、運用に問題があったように思われる。

本稿は、最初もっと大きなものの一部になるはずであった。しかし、調べているうちに、1843年劇場法だけを独立させることになった。GBS の検閲

についての考え方や1968年劇場法などは、また別の機会にとりあげてみたい。いろいろと考えちがいもあるかと思う。お教えをこころ。